

議案第38号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表土木部の表6の項第5号中「第10条の4の5第1項」を「第10条の4の10第1項」に改め、同項第6号中「第10条の4の8第1項」を「第10条の4の13第1項」に改め、同項第7号中「一定の複数建築物に対する制限の特例」を「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和」に改め、同項第8号中「一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定」を「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定又は許可」に改め、同項中「第148条第1項第1号」の次に「及び第2号」を加え、同表6の2の項を次のように改める。

<p>6の2 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 法第12条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の許可の申請の受理及び知事への送付(2) 法第12条第1項及び第3項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等に関する工事の許可及び許可の条件の付加(3) 法第12条第4項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び関係市町村長への通知(4) 法第14条第2項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付又は不許可の通知(5) 法第15条第1項（法第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定による宅地造成等に関する工事の協議(6) 法第16条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可の申請の受理及び知事への送付(7) 法第16条第1項の規定による宅地造成等に係る工事の計画の変更の許可(8) 法第16条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理(9) 法第17条第1項及び第2項の規定による宅地造成又は特定盛土	<p>各市町村（第1号、第6号、第24号、第29号及び第34号に掲げる事務にあつては長島町を除き、第2号から第5号までに掲げる事務、第7号から第23号までに掲げる事務、第25号から第28号までに掲げる事務、第30号から第33号までに掲げる事務、第35号から第53号までに掲げる事務にあつては長島町に限る。）</p>
---	---

等に関する工事の完了検査及び検査済証の交付

- (10) 法第17条第4項及び第5項の規定による土石の堆積に関する工
事の確認及び確認済証の交付
- (11) 法第18条第1項及び第2項の規定による中間検査及び中間検査
合格証の交付
- (12) 法第19条第1項の規定による定期の報告の受理
- (13) 法第20条第1項の規定による許可の取消し
- (14) 法第20条第2項から第4項までの規定による災害防止措置の命
令等
- (15) 法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含
む。）の規定による措置の実施及び公告
- (16) 法第20条第6項（法第23条第3項において準用する場合を含
む。）の規定による費用の徴収
- (17) 法第21条第1項及び第2項の規定による宅地造成等に関する工
事の届出の受理，公表及び関係市町村長への通知
- (18) 法第21条第3項の規定による工事の着手の届出の受理
- (19) 法第21条第4項の規定による公共施設用地の転用の届出の受理
- (20) 法第22条第2項の規定による勧告
- (21) 法第23条第1項及び第2項の規定による改善命令
- (22) 法第24条第1項の規定による立入検査
- (23) 法第25条第1項の規定による報告の徴収
- (24) 法第27条第1項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関す
る工事の届出の受理及び知事への送付
- (25) 法第27条第1項及び第2項（法第28条第3項において準用する
場合を含む。）の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工
事の届出の受理，公表及び関係市町村長への通知
- (26) 法第27条第3項（法第28条第3項において準用する場合を含
む。）の規定による勧告
- (27) 法第27条第4項（法第28条第3項において準用する場合を含
む。）の規定による勧告に係る措置命令
- (28) 法第28条第1項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関す
る工事の計画の変更の届出の受理
- (29) 法第30条第1項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関す
る工事の許可の申請の受理及び知事への送付
- (30) 法第30条第1項及び第3項（法第35条第3項において準用する
場合を含む。）の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工

事の許可及び許可の条件の付加

- (31) 法第30条第4項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び関係市町村長への通知
- (32) 法第33条第2項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付又は不許可の通知
- (33) 法第34条第1項（法第35条第3項において準用する場合を含む。）の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議
- (34) 法第35条第1項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可の申請の受理及び知事への送付
- (35) 法第35条第1項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可
- (36) 法第35条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理
- (37) 法第36条第1項及び第2項の規定による特定盛土等に関する工事の完了検査及び検査済証の交付
- (38) 法第36条第4項及び第5項の規定による土石の堆積に関する工事の確認及び確認済証の交付
- (39) 法第37条第1項及び第2項の規定による中間検査及び中間検査合格証の交付
- (40) 法第38条第1項の規定による定期の報告の受理
- (41) 法第39条第1項の規定による許可の取消し
- (42) 法第39条第2項から第4項までの規定による災害防止措置の命令等
- (43) 法第39条第5項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による措置の実施及び公告
- (44) 法第39条第6項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による費用の徴収
- (45) 法第40条第1項及び第2項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の受理、公表及び関係市町村長への通知
- (46) 法第40条第3項の規定による工事の着手の届出の受理
- (47) 法第40条第4項の規定による公共施設用地の転用の届出の受理
- (48) 法第41条第2項の規定による勧告
- (49) 法第42条第1項及び第2項の規定による改善命令
- (50) 法第43条第1項の規定による立入検査
- (51) 法第44条の規定による報告の徴取
- (52) 省令第88条第1項の規定による法の規定に適合していることを証する書面の交付

(53) 前各号に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に 基づく事務であって別に規則で定めるもの	
--	--

附 則

1 この条例は、令和7年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表土木部の表6の項第5号から第8号までの改正規定 公布の日

(2) 別表土木部の表6の項の改正規定（「第148条第1項第1号」の次に「及び第2号」を加える部分に限る。） 令和7年4月1日

2 この条例の施行の際改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（提案理由）

知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとする等のため、所要の改正をしようとするものである。